

別 表

※横浜市（甲）、関内ホール指定管理者（乙）、育成センター指定管理者（丙）

項 目	管理主体	備 考
建物		
関内ホール	乙	建物全体の構造基幹的設備に係ること（監視装置機器、壁の中の配管・配線、シャッター及び建物に取り付けられた電灯器具・暖房器具、電話交換機機能を利用する電話機を含む）も管理する。ただし、育成センター専用の監視装置を除く。
育成センター	丙	建物の柱を除く壁紙（壁紙を含む）より内側に関する管理、及び床に関してビニルタイル、カーペットタイル等及び畳表の管理。ただし、建物の構造基幹的設備に係る（天井も含む）ことは、乙が管理する。
備品		
備品の管理	乙丙	共有備品等については、乙が管理する。
消耗品		
専用部分	乙丙	蛍光灯（建物に取り付けられたもの）及びトイレトーパーについては乙が管理する。
敷地内の管理	乙	

項 目	経費負担	備 考
修繕工事等		
専用部分	甲乙丙	専用部分の修繕は、その部分を管理する各施設、又は各所管局で経費を負担する。
建物全体に係るもの	甲乙	建物全体に係る修繕は、協議により負担を決める。

項 目	選任者	備 考
管理者等		
防火管理者	乙丙	建物全体の統括防火管理者は、関内ホール附属店舗の防火管理者を含めた協議により決める。
建物全体の管理に係る技術者等	乙	電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者、特別管理産業廃棄物管理責任者